

## 医用画像システム部会

---

医用画像システムを中心とした画像医療 IT 産業を発展させるために、医療情報の利活用やソフトウェア等に関する規制緩和等についての提言、画像医療情報の相互運用性を高めるための標準化の推進、各種関連団体との協調活動などの活動を行う。

### 1. 本委員会

- (1) 国内外の関連団体と連携し画像医療情報システムに関する標準化活動等を推進する。
- (2) 行政機関との関係を強化し、画像医療関連業界としての提言を進めていく。
- (3) 放射線部門を中心とした IHE-J 活用の推進・援助を行う。
- (4) 法規制対象外のヘルスソフトウェアについて、GHS 協議会活動へ本委員会メンバーが中心に参画し自主規制マークの普及活動を行う。

### 2. セキュリティ委員会

- (1) 画像医療情報システムにおけるセキュリティの要件を明確にすることにより、医療施設での医療情報の安全な取り扱いに寄与する。JAHIS と共同で作成した「製造業者による医療情報セキュリティ開示書」ガイド(MDS)は安全管理ガイドライン第 5 版において、医療機関が実施するリスクマネジメントで参考になると紹介されており、普及推進活動に重点をおいて活動を行う。
- (2) 改正個人情報保護法の施行により、IoT 対応やビッグデータなどの利活用に関する動きが本格化し、必要な法令の整備など議論が活発化してきている。このような動きに対して画像医療情報システムが対応する際に必要な議論に積極的に参画すると共に、その内容に関して会員各社への啓発活動を行う。
- (3) ISO/TC215 WG4、DICOM WG14 等のセキュリティ関係の規格に対する作成や改定(特に日本提案の ISO11633 シリーズ)に積極的に関与すると共に、各国法規やガイドラインの動向など、グローバルなセキュリティ情報の収集、共有を行い、その内容に関して会員各社への啓発活動を行う。

### 3. DICOM 委員会

- (1) DICOM 規格の改定・修正投票の内容を検討し、会員企業の要望を踏まえて投票する。
- (2) MITA の主催する DICOM 会議に積極的に関与し、工業会としての立場を確立する。
- (3) 会員企業の要望を元に DICOM 規格の改定・修正を提案する。
- (4) DICOM 規格や会議録の翻訳と解説資料の作成を通じて 会員企業に情報提供を行う。
- (5) 厚生労働省標準に制定されている HELICS HS011 (DICOM 規格)の保守を行う。
- (6) IHE-J(勉強会やコネクタソン)、JRS/JSRT(勉強会や認定試験)等と協調して DICOM の普及を推進する。

### 4. モニタ診断システム委員会

- (1) モニタ画像診断に携わる医療従事者及びその関連団体、JIRA 会員などに向けて、QA ガイドライン JESRA X-0093\*B-2017 の認知と実践への啓発活動を行う。
- (2) モニタと品質管理に関する教育本を作成し、医用画像表示と管理の大切さへの理解推進を図る。
- (3) JART 会員を対象に、モニタ表示管理の必要性や具体的手法を学ぶ精度管理セミナーを開催する。
- (4) 上記活動により、モニタ品質管理の実施率を 15%以上向上させる(2016 年末調査で実施率は 56%)
- (5) DICOM Supp124 の認知度向上への広報活動、及び実装化を推進する。

### 5. 画像診断レポート委員会

- (1) 画像医療における診断レポートのあり方を、技術的側面及び医療の側面から検討する。
- (2) 異なるベンダ間でのレポートデータの互換性及びシステム接続を確保するための方式について検討し、これまで作成して来たガイドラインについて必要な改訂を行う。

- (3) ガイドラインとともにデータ交換フォーマットについての入出力サンプルプログラムの利用を促進する。
- (4) 上記で作成したデータ交換フォーマットについて別のシステムに取り込む実証実験の報告を行い、本ガイドラインによるデータポータビリティの有用性、実効性を検証する。
- (5) 本ガイドライン案に関連する国際標準や他団体の動きについての調査を行う。

## 6. システム教育委員会

- (1) 部会活動成果を会員・関連団体へ周知する成果報告会、関連分野の最新動向等の勉強会の企画・運営を他委員会・WGと協調して行う。
- (2) ITEM の JIRA ブースにおける医用画像システム部会活動の報告(パネルやリーフレット作成など)を担当し、運営実務にも協力する。
- (3) 日本 IHE 協会 (IHE-J)、JSRT などの広報活動を支援する。
- (4) 関係行政機関(厚生労働省、経済産業省、内閣官房、総務省など)への対応窓口となる。
- (5) 医用画像システム部会活動成果の広報として、部会ホームページの改善・運営活動を行う。

## 7. 新画像医療 IT 産業推進 WG (新 IMIT-WG)

- (1) 画像医療 IT 産業発展のための施策の検討及び成果についての普及活動(例えば医用画像利活用のためのガイダンス類の執筆と公開等)を行う。
- (2) 医機連、医療 ICT 推進 WG との連携を図り、医療機器分野の ICT の推進、医療情報利活用の推進のための施策を実施する。
- (3) GHS 協議会の事業の企画・運営に参画し、GHS の普及拡大を支援・推進する。